1

2

毎週月 水 金曜日発行

富山県報

号 外(6)

次

選挙管理委員会告示

○公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定

Ħ

- ○公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し
- ○公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の所在地の変更

富山県選挙管理委員会告示第19号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定 について

公職選挙法(昭和25年法律第 100号)第 161条第1項第3号に規定する、公職の 候補者等が個人演説会等を開催することができる施設として次の施設を指定した旨、 高岡市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年3月27日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

施設の名称	所 在 地
高岡市伏木コミュニティセンター	高岡市伏木湊町13番1号
高岡市福岡にぎわい交流館	高岡市福岡町下養字中島 355番地2

富山県選挙管理委員会告示第20号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の 取消しについて

公職選挙法(昭和25年法律第 100号)第 161条第1項第3号の規定により、公職

の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設として指定されていた次の 施設について、指定を取り消した旨、富山市選挙管理委員会から報告があったので 告示する。

平成29年3月27日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

施設の名称	所 在 地
さみどり認定こども園	富山市千原崎二丁目 4番23号
藤ノ木こども園	富山市藤木1291番地
富山市大山保健福祉センター	富山市三室荒屋 830番地

富山県選挙管理委員会告示第21号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の所在地 の変更について

公職選挙法(昭和25年法律第 100号)第 161条第1項第3号に規定する、公職の 候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の所在地を変更した旨、富山 市選挙管理委員会及び射水市選挙管理委員会から報告があったので告示する。

平成29年3月27日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

施設の名称	所 在 地	
富山市立堀川保育所	旧	富山市堀川小泉町一丁目16番24号
	新	富山市磯部町三丁目9番3号
作道コミュニティセンター	旧	射水市殿村 105番地
	新	射水市作道 908番地